

# 岐阜県と事業者団体との連携による感染発生時の相互支援

## 基本的な考え方

- 高齢者・障がい者施設で施設内感染が発生した場合、職員にも感染者や濃厚接触者が発生し、入所者へのサービス継続に向けた人材の確保が困難となることが想定されるため、各施設間での相互支援により、人材確保を図る。
- 一方で、施設内感染発生施設に支援を行う施設においては、派遣する応援職員の感染防止等、自施設への感染拡大のリスクをできるかぎり少なくする必要があり、それを踏まえた相互支援の体制の整備を図る。

## 1 相互支援調整の実施主体

県が事業者団体に相互支援調整業務の委託を行い、事業者団体が調整等を行う。

<対象事業者団体>

- ・岐阜県老人福祉施設協議会
- ・岐阜県老人保健施設協会
- ・岐阜県グループホーム協議会
- ・岐阜県知的障害者支援協会
- ・岐阜県身体障害者福祉施設協議会

<相互支援調整業務>

- ・応援施設の募集、登録リストの作成、管理
- ・感染発生施設と応援施設とのコーディネート

<県からの委託費用>

- ・人件費、通信関係費、事務経費を想定

## 2 相互支援の方法

感染発生施設への応援施設の支援方法は、応援施設の感染リスクを最小限とするため、原則として以下の方法とする。

### (1) 感染発生施設の関連施設への応援職員派遣

複数施設の運営法人において、感染発生施設に法人内他施設から職員派遣を行った場合に、当該他施設に応援職員を派遣

### (2) 感染発生施設に係る併設等サービスの利用者受け入れ

単独施設の運営法人において、当該法人の併設等サービスの職員が入所部門に対応できるよう、同サービスの利用者受け入れを実施

### (3) 感染発生施設に対する食事提供等の支援

感染発生施設で自前での食事提供等が困難となった場合に、周辺施設において食事提供等を支援

## 3 相互支援の範囲

応援施設が相互支援を行う範囲は、以下を優先順位として、それぞれができる範囲で支援を行う。

<各応援施設の支援優先順位>

- ①自施設が所属する事業者団体の構成施設
- ②同じ分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）
- ③他の分野に属する施設（高齢者分野、障がい者分野）

## 4 相互支援に対する県補助

○応援施設

<連携支援事業>

- ・応援職員を派遣するための賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助
- ・利用者受入れに必要な人材確保や利用者引継ぎ等のために必要となった諸経費の補助（サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり）

○感染発生施設

<サービス継続支援事業>

- ・人員確保のための（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等の補助（サービス種別ごとに1施設ごとの補助上限額あり）

※発生状況等に応じ、適用する補助制度を県と関係施設と検討・調整

# 施設内感染発生時の福祉施設相互支援スキーム概要

